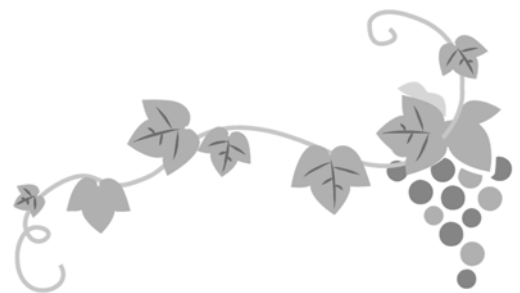




## 第4章 施策の展開



## 基本目標 1 地域における子育て家庭への支援

### 基本施策（1）多様な子育て支援事業の整備・・・・・・・・

多様化する保育ニーズに対応するため、保育・教育の一体化を進めるとともに、低年齢児保育や、延長保育、一時預かりなど、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保など保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

また、子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

さらに、子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的な相談等にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。

#### ① 子育てに関する相談体制の充実、情報提供とニーズ把握

個別施策	取り組み内容	関係課等
子育て世代包括支援	妊娠期から子育て期に至るまで、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を生かし、必要な情報を共有して切れ目のない支援を行っていきます。子育て世代包括支援センターに保健師等を配置し、ワンストップ相談窓口において妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握し必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かな相談支援等を行います。	健康課
地域子育て支援	子育て情報誌「たのしく子育て」やひがしうら総合子育て支援センター機関紙の発行により、子育て支援サービスの情報提供を行います。また、電話、面接による子育て相談を受けます。	ひがしうら総合子育て支援センター
福祉サービスの情報提供	保育園・児童館や各種手当などの行政サービスについて、パンフレット等を作成し配布します。	児童課
乳幼児健診等の情報提供	乳幼児・妊産婦健診や予防接種、各種教室等について、町広報紙、ホームページ、個別通知等により情報提供します。また、電話、面接による健康相談を受けます。	健康課
子ども・子育て支援に関する調査と事業研究	個別の事業について事例収集等を行い、研究していきます。	児童課

#### ② 保育サービスの充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
保育園による通常保育の実施	保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の必要性が認められる場合、保護者の申込みにより保育を実施します。	保育園/ 児童課
低年齢児保育の充実	保育園において0～2歳の児童に対して保育を充実させます。	児童課

個別施策	取り組み内容	関係課等
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を行うとともに、子どもや保護者が、円滑に利用できるように身近な場所で相談に応じるなどの支援を実施します。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時までの延長保育を実施します。	児童課
放課後児童健全育成事業	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けることができない小学生児童を対象に遊び等を通じて健全育成を図ります。	児童課
子育て短期支援事業	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間児童を預かります。	児童課
地域子育て支援拠点事業	子育てに不安や悩みを持つ親に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供及び家庭で子育てをする方への支援を行うことにより、子どもたちが健やかに育つまちを目指します。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
一時預かり事業	施設保育の隙間を埋める事業として、保護者の就労や傷病等のために一時的に保育が必要な児童に対して、短期的、一時的な預かり保育事業を実施することにより、子育て家庭への支援及び児童の福祉増進を図ります。	児童課
病児・病後児保育事業	子どもが病気であるために保育園などに預けられない時に、病院等での保育を実施します。	児童課
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者とその援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	ひがしうら 総合子育て 支援センター

### ③ 子育て家庭の交流、情報交換の場づくり

個別施策	取り組み内容	関係課等
つどいの広場事業	ひがしうら総合子育て支援センターで親の孤立防止、情報交換、親子交流の場を提供することを目的に、つどいの広場事業を行っています。同事業を行っている子育て団体へも補助をします。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
双子・三つ子ちゃんの会	未就園の多胎児を持つ母親とその児がふれあい遊びなどを通して交流や情報交換を行います。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
ひよこの日 こっこの日 はなはなベビィ	児童館で0歳から2歳半前後までの就園前の乳幼児とその母親を対象に、親子でふれあい遊びを楽しんだり、子育てについて情報交換をし、親同士の交流の場とします。	児童館
自由来館	親の気分転換・孤立防止のため、児童館を交流の場として開放します。	児童館
地域交流事業	全保育園において週1日程度園庭と保育室等を開放します。就園前児童とその母親が自由に遊ぶ場を提供し、異年齢交流の場とします。	保育園
保育園世代間交流事業	老人クラブ等との交流を行い、世代間の交流並びに地域の人材活用に努めます。	保育園

④ 家庭の養育力を高めるための事業の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問等で支援が必要と判断した家庭に対し、保健師や保育士による家庭訪問します。	健康課/ 児童課
赤ちゃん教室	第1子を持つ2～49か月児の保護者を対象に、育児、事故、応急手当、離乳食について教室を行います。	健康課
パパママ教室	初めて出産を迎える夫婦を対象に妊娠中の生活や出産についての話、沐浴の実習等を行います。	健康課
きりんの会	1歳6か月、2歳2か月児歯科健診でフォローが必要と認められた幼児とその親に対して児童館、ひがしうら総合子育て支援センターを会場にして、親子への支援を行います。	健康課/ なかよし学園/ 児童館/ ひがしうら 総合子育て 支援センタ ー
こぐまの会	きりんの会修了者、3歳児健診時に支援が必要と認められた幼児とその親に対しひがしうら総合子育て支援センターを会場にして、親子への支援を行います。	健康課/ なかよし学園/ 児童館/ ひがしうら 総合子育て 支援センター
地域子育て支援	電話、面接による子育て相談を受けています。子育て情報誌「たのしく子育て」を始め、情報提供物を作成・配布等により情報提供を行います。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
子育てサロン	乳児の親子を対象に、知識、情報の提供、親同士の交流の場を講座方式により年3回開催します。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
子育てリフレッシュ教室	日頃、家庭ではできない活動等を通して、母親の友達作りやグループ活動の機会を提供しています。活動中は託児サービスにより児童への対応をします。	生涯学習課
家庭教育講座	小学校の保護者を対象に、各小学校で「子どもの力を伸ばす親の関わり」をテーマに親子のコミュニケーションづくりの方法について、研修会を通して支援します。	生涯学習課
親業入門講座	子どもとどう接すればよいか、親子間でコミュニケーションをとれるようにする具体的な方法を習得し、実践できるような力を身に着ける支援をします。	生涯学習課
育児・家事の援助	保護者の体調不良や育児不安の強い乳幼児家庭に対し、育児や家事を援助する支援者の派遣、支援者の居宅での預かり保育など子育て支援を行います。	ひがしうら 総合子育て 支援センタ ー/ 児童課
育児の体験・実習の場の提供	妊娠期から2歳程度までの親子を対象に、育児体験、実習ができ、交流ができる場を提供します。	ひがしうら 総合子育て 支援センター /児童課
子育て応援サポーター	ファミサポ援助会員の有志が、ファミサポ応援隊として支援センターの講座等、きりんの会こぐまの会の託児をします。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
うららんクッキング	料理を覚えるだけでなく異年齢の人との交流をする機会を作ります。	ひがしうら 総合子育て 支援センター

## 基本施策（２）ひとり親家庭の自立支援の推進・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

### ① 経済的支援

個別施策	取り組み内容	関係課等
町遺児手当の支給	一定の条件に該当するひとり親家庭又は父母のいない家庭の児童に、町遺児手当5,000円/月額を支給します。（この他、県制度として愛知県遺児手当、国制度として児童扶養手当があります。）	児童課
母子福祉資金の貸し付け	母子世帯に対し、修学資金や事業開始資金を貸し付けます。（県制度）町は、受付窓口となっています。	児童課
医療費の助成	一定の条件に該当するひとり親家庭又は父母のいない家庭の児童とその保護者の医療費について、自己負担額を助成します。	保険医療課
子どもの貧困対策の推進	すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を目指し、令和元年度に策定した「東浦町子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策に資する施策の充実に努めます。	児童課

### ② 就労・生活支援

個別施策	取り組み内容	関係課等
就労支援	愛知県では母子家庭等就業支援センターを開設し、就業相談や就労資格取得に係る費用の援助などをします。町は、受付窓口となっています。	児童課
公営住宅の優先入居情報の提供	町内の県営住宅は、申込み時期によっては福祉向け住宅としての募集があり、町営住宅についても母子家庭や父子家庭の優先入居制度がありますので、入居者募集時に情報提供します。	都市計画課

### ③ 相談体制・情報提供の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
各種相談窓口による相談体制の充実	各種相談窓口において、様々な相談を最初に受け付け、関係機関等と連携して、適切な支援に結びつけます。	児童課
ひとり親家庭への情報提供の充実	役場や保健センター、ひがしうら総合子育て支援センターや町広報紙、ホームページ等を活用し、ひとり親家庭に関する施策・事業についての情報提供の充実に努めます。	児童課

## 基本施策（3）母と子どもの健康の確保・・・・・・・・



子どもの成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、障がいの早期発見、早期治療・療育につなげる取り組みを進めるとともに、妊娠期からの健康教育や相談事業を通じて、育児不安の軽減を図ります。

また、子育て期の親の生活習慣の改善や健康についての意識向上を図ることなどにより、子どもが健やかに心身ともに成長していけるよう支援していきます。さらに、母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、不妊医療、周産期医療、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ります。

### ① 母子の健康管理

個別施策	取り組み内容	関係課等
母子健康手帳の交付	母子の健康管理のため早期に母子健康手帳交付をし、交付時に健康教育を合わせて実施します。	健康課
妊産婦・乳児健康診査	妊産婦や乳児の健康診査を行っています。また母子の健康を守り、安心して出産できるよう、妊産婦や乳児の健康診査を推進します。	健康課
乳幼児健診等	4か月児・7か月児・1歳1か月児（歯っぴー相談）・1歳6か月児・2歳2か月児歯科・3歳0か月児の健診を行います。	健康課
乳幼児歯科健診	1歳6か月児・2歳2か月児・3歳0か月児の健診において歯科健診、フッ素塗布・ブラッシング指導を行っています。1歳1か月児（歯っぴー相談）は、ブラッシング指導を行います。	健康課
予防接種	乳幼児を感染症から守るため、各種予防接種を行います。	健康課
妊産婦歯科健診・相談	妊産婦の歯科健診・指導を実施します。	健康課

## ② 相談・訪問事業の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
未就園児健康相談	保育園、幼稚園の未就園児を対象として、身体測定等を行います。	健康課
親子心理相談	心理士による個別相談を行います。	健康課
訪問指導	妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児及び保護者を対象に、助産師・保健師による保健指導等を行います。	健康課
乳児家庭全戸訪問	乳児家庭全戸訪問事業として、生後4か月までに助産師・保健師がすべての家庭を訪問します。	健康課
子育て・育児相談	乳幼児の子育てについて、知識や経験豊富な保育士や保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが電話や面接により相談に応じます。	ひがしうら 総合子育て 支援センター /健康課

## ③ 健康づくり・教育事業の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
おっぱい教室	16週以降の妊婦に対して、助産師が母乳育児を勧めます。	健康課
マタニティ教室	すべての妊婦を対象に、出産等について、先輩ママの話や保健師、助産師等による教室を開催します。	健康課
妊婦歯科健診・教室	母子の歯についての教育と健診、相談を行います。	健康課
げんきっ子教室	2歳から未就園までの親子を対象に食、運動及び歯科の教育を実施します。	健康課

## ④ 小児医療体制の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
子ども医療費助成事業	子どもの健康を守り、子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、医療費の自己負担分を助成します。	保険医療課
不妊治療費等の補助	不妊治療等を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を補助します。	保険医療課
未熟児養育医療給付事業	未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めた者に対して、必要な医療の給付を行います。	保険医療課
育成医療給付事業	身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため、当該児童に対して行われる生活の能力を得るために必要な医療に要した費用の給付を行います。	保険医療課

## ⑤ 食育の推進

個別施策	取り組み内容	関係課等
保育園での食育の推進	日常の給食指導の他、夏野菜やサツマイモ等の栽培体験、紙芝居などを通じ、食べることへの興味を持たせ、大切さを伝えます。また献立表・給食だよりの配布や毎日の給食展示、保護者向けに食生活についての講話を行い、保護者の食への関心を高めます。	保育園
小学校での食育の推進	小学校全学年に給食指導を行います。5、6年生を対象に家庭科授業に取り入れます。食と関連した事柄を学習の中で広く学ぶ機会を提供します。	給食センター
中学校での食育の推進	中学校全学年に給食指導を行います。食と関連した事柄を学習の中で広く学ぶ機会を提供します。	給食センター
げんきっ子教室	2歳から未就園までの親子を対象に食、運動及び歯科の教育を実施します。	健康課
マタニティクッキング	妊婦を対象に、栄養指導も含めた調理実習を行います。	健康課
マタニティ教室(食育編)	妊婦を対象に、栄養教室を行います。	健康課
赤ちゃん教室	離乳食(もぐもぐ期・かみかみ期)についての教室を行います。	健康課

## 基本施策(4) 子育ての悩みや不安への支援・・・・・・・・

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、諸制度の活用などを図ります。また、既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の維持・拡大に努めます。

個別施策	取り組み内容	関係課等
認可外保育施設(委託・補助)	乳幼児が認可外保育施設に入所した場合、保育の委託又は保育料の補助をします。	児童課
児童手当	国の制度に基づき、児童手当を給付します。	児童課
子育て家庭優待事業	18歳未満の子ども及びその保護者又は、妊娠中の方が、「はぐみんカード」を協賛店舗、施設で提示することにより、協賛店舗が独自に設定する様々な特典やサービスを受けることができます。協賛店舗と愛知県との協働で子育て家庭を地域社会全体で支えるため、実施しています。	児童課
就学援助	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等の援助を行います。	学校教育課



## 基本施策（５）児童虐待防止対策の推進・・・・・・・・

子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、令和元年度に「東浦町児童虐待防止対策計画」を策定しました。「東浦町児童虐待防止対策計画」に基づき、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

個別施策	取り組み内容	関係課等
情報収集・相談窓口の充実	児童課は情報収集の窓口となり、児童相談所が虐待等の対応の中心となります。	児童課
	保健センターの乳幼児健診等で虐待の早期発見に努めます。	健康課
	発見された事例には、関係各課、児童相談所、児童委員等が連携し対応します。	学校教育課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会において、関係機関等が情報や考え方を共有し、要保護児童の早期発見やその適切な保護に努めます。	児童課
保健師の配置	虐待家庭への対応や育児不安を抱える家庭への支援を行うため、専任職員を確保し、対応を強化します。	児童課
虐待の防止と保護者への対応	保健センターは養育支援訪問事業を実施し、育児不安を抱える家庭に対して訪問相談を行います。	健康課
	児童課では児童相談所と連携し、虐待通報のあった家庭への訪問、情報収集を行います。	児童課
主任児童委員・児童委員	地域の情報収集、相談活動をします。行政との連携を図りながら、虐待や育児放棄家庭への相談、援助をします。	児童課



## 基本目標 2 子どもにとって良質な教育・保育の提供

### 基本施策（1）教育・保育の体制確保・・・・・・・・

子どもたちに基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度など、確かな学力を身につけさせるため、教育・保育の体制の一層の充実を図ることが重要です。

各学校がその特質を生かした教育を推進し、就学前教育・保育の充実を図ります。

#### ① 指導者の育成

個別施策	取り組み内容	関係課等
現職教育の推進	保育園、小中学校における現職教育、各研究部による研究、国内研修事業を推進します。	学校教育課/ 児童課
地域の人材を生かした教育	授業やオープントime、その他の活動を地域の方をゲストティーチャーとして招き、子どもたちが実践的な体験活動ができる機会を提供します。	学校教育課
みんなでスポーツを楽しむ会	地域スポーツ振興策の一環として、学校の体育施設等地域住民が身近な所でスポーツができる機会を提供します。スポーツ推進委員の企画運営により、地域住民が体育施設等の身近な場所でスポーツができる機会を提供するため、各地区で住民参加型のスポーツ活動を実施します。	スポーツ課

#### ② 幼児教育の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
教育に関わる保育	就学前幼児教育の場として、保育を必要とする児童以外の児童も教育認定児として受け入れ、養護と教育を一体的に行います。	保育園

#### ③ 性教育及び喫煙・薬物の乱用防止

個別施策	取り組み内容	関係課等
小学校	3年生～6年生の児童に次の講義を行います。 ・性の指導（保健体育、学級活動） ・喫煙、飲酒、薬物乱用（保健体育、学級活動）	学校教育課
中学校	1年生～3年生の生徒に次の講義を行います。 ・性の指導（学級活動） ・喫煙、飲酒、薬物乱用（学級活動）	学校教育課

#### ④ 子どもの健全育成

個別施策	取り組み内容	関係課等
性や暴力等に関する過激な情報の氾濫防止	関連団体や学校関係者の連携のもとで、町内の大規模店舗やコンビニエンスストア、本屋において児童・生徒に安易に不適切な情報が提供されないよう協力を求めます。	学校教育課

#### ⑤ 次代の親の育成

個別施策	取り組み内容	関係課等
幼児との触れ合い体験学習	生徒が幼児の生活に関心をもち、課題をもって幼児の生活に役立つものを製作したり、一緒に遊んだりするなどの触れ合い体験を通して、幼児への理解と関心を高めるとともに、幼児と適切に関わることができるようにします。	学校教育課

#### ⑥ 体験活動等の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
ボランティア活動など体験学習	サマーボランティア活動や職場体験活動等の体験学習を通じ、豊かな心の育成を図ります。最近では、総合学習や選択教科の時間を活用するケースが増えています。	学校教育課
地域の人材を生かした教育	授業やオープントイム、その他の活動を地域の方をゲストティーチャーとして招き、子どもたちが実践的な体験活動ができる機会を提供します。	学校教育課

#### ⑦ 子どもの相談窓口の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
スクールカウンセラー配置事業	臨床心理に関して専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを町内中学校区に派遣し、生徒の心の悩みの解決に努めます。	学校教育課
心の健康・心の教室相談員配置事業	子どもの悩み、心配ごとを気軽に話すことができ、ストレスを和らげることでできる第三者的な存在となり得る者を各学校に配置し、心にゆとりの持てる学校環境をつくります。	学校教育課
ふれあい教室	不登校の児童・生徒のために指導員を配置し、相談や適応指導を通じて学校へ登校できるような環境づくりに努めます。	学校教育課

## 基本施策（２）幼・保・小の連携・・・・・・・・

子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自立心を高める取り組みを推進するとともに、「生きる力」を育てていくことが重要です。

そのため、家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる経験を確保し、子どもの育ちを保障していくことが課題となっています。幼稚園・保育園・小学校が連携した質の高い教育・保育の充実を図ります。



個別施策	取り組み内容	関係課等
学校教育との連続性と一貫性の重視	幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえて幼児教育を充実させると共に、遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を目指します。幼・保・小の連携を強化しながら双方の質の向上を図り、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れる方策を工夫します。	児童課/ 学校教育課
教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	一貫した就学前教育・保育が行えるように、教育・保育施設同士の連携や積極的な交流を図ります。	児童課/ 学校教育課
新・放課後子ども総合プランの推進	放課後や週末等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、「放課後児童クラブ」と、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる「アフタースクール事業」の連携を促進し、総合的な放課後対策を進めます。	児童課/ 学校教育課

## 基本目標 3 子どもの育ちを支える環境の整備

### 基本施策（1）配慮が必要な子どもへの支援・・・・・・・・

障がいや発達の遅れなどの早期発見、早期療育に努めるとともに、障がいのある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ります。また、外国人児童への支援に取り組みます。

#### ① 障がいの早期発見、早期療育の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
乳幼児健診	4か月児・7か月児・1歳1か月児（歯っぴー相談）・1歳6か月児・2歳2か月児歯科・3歳0か月児の健診を行います。	健康課
きりんの会	1歳6か月、2歳2か月児歯科健診でフォローが必要と認められた幼児とその親に対して児童館、ひがしうら総合子育て支援センターを会場にして、親子への支援を行います。	健康課/ なかよし学園 /児童館/ ひがしうら 総合子育て 支援センター
こぐまの会	きりんの会修了者、3歳児健診時に支援が必要と認められた幼児とその親に対しひがしうら総合支援センターを会場にして、親子への支援を行います。	健康課/ なかよし学園 /児童館/ ひがしうら 総合子育て 支援センター
児童発達支援事業 （なかよし学園）	発達の遅れや障がいのある未就園児を対象に、保護者通園により生活習慣の習得や集団生活の訓練をします。	なかよし学園

#### ② 障がい児保育の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
障がい児保育	各保育園で受け入れ、統合保育をします。必要に応じ保育士の加配をします。	保育園
なかよし学園親子 支援事業	ボランティア団体等の協力を得て、療育を必要とする園児の託児を行い、なかよし学園に通う親の情報交換の場を確保します。	社会福祉 協議会/ なかよし学園

### ③ 障がい児教育の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
特別支援教育	小中学校において、一人ひとりの障がいに応じた教育を行い、より良い学校生活を過ごせるよう、特別支援学級及び通級指導教育を設置します。また、通常学級においても落ち着いて授業に取り組むことができるよう学校生活支援員を配置します。	学校教育課

### ④ 障がい児への支援体制の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援等の充実	保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を利用できる体制を整備したうえで、児童発達支援センターを設置します。	障がい支援課
重症心身障がい児の支援	個々のニーズ把握と保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携できる支援体制を整備し、重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所を確保します。	障がい支援課
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	東浦町障がい者自立支援協議会において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の構築や支援体制の整備を図ります。	障がい支援課

### ⑤ 相談体制の充実

個別施策	取り組み内容	関係課等
外国人児童、園児への支援	ポルトガル語通訳を石浜西保育園に配置し、園児が保育園になじみ安定した生活ができるようにします。また、保護者との意思疎通を図る取り組みを工夫します。	保育園
	日本語適応教室（東浦中・石浜西小）での補助員の配置します。他校においては、必要に応じ外国籍児童・生徒に対し、外国籍児童学習支援員を配置し、学校生活に適應できるように、児童・生徒や保護者との意思疎通を高める工夫をします。	学校教育課

## 基本施策（２）地域における子どもの安全・安心な居場所づくり・・・・・・・・

地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、地域社会における子どもを育てる力が低下しており、その再生が求められています。そのためには、子どもや親にとって身近な生活圏である地域が、日常的に子どもや親と接し、防犯や見守り、親の相談や子どもの健全育成などにおいて重要な役割を担う必要があります。

こうした状況をふまえ、今後も地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努め、子育て・子育ての応援ができる地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。



### ① 子どもの居場所づくり

個別施策	取り組み内容	関係課等
児童館運営	小学校児童を中心とする放課後の居場所となっており、遊びを通じた健全育成の場として、また、放課後児童クラブ(学童保育)の活動拠点ともなっています。乳幼児とその親の交流の場として開放します。	児童課
児童館まつり等	地域における親子交流と地域住民の交流の場として、各児童館で年1～2回開催します。	児童課
児童館整備	各小学校区ごとに設置し、放課後の児童の健全育成の拠点とします。	児童課
都市公園及びふれあい広場の整備	街区公園、広場公園及びふれあい広場を児童の遊戯、運動等の利用に配慮し、地域全体の憩いと集いの場として整備、管理します。	都市整備課
学校開放土曜講座	町内各小中学校において、休日に児童・生徒対象の講座を開き、子どもたちの居場所づくりを行います。	学校教育課
アフタースクール事業	放課後の学校施設を利用して、小学生の異学年交流、学習・体験の場を全校で提供します。	学校教育課
各種講座	子どもを対象とした参加型の教室・講座を開催します。	生涯学習課
みんなでスポーツを楽しむ会	地域スポーツ振興策の一環として、学校の体育施設等地域住民が身近な所でスポーツができる機会を提供します。	スポーツ課
スポーツ環境の充実	身近な場所でスポーツを楽しめるように、学校施設等を開放します。	スポーツ課

## ② 安全安心なまちづくりの推進

個別施策	取り組み内容	関係課等
人にやさしい街づくりの推進	誰にでもやさしく使いやすい建物や歩道の整備を推進します。	児童課/ 土木課/ 学校教育課
児童・生徒の交通安全意識の向上	毎月各保育園で交通指導員、警察官により教室を開催します。また、園児にはワッペン、新小学校1年生にはリボン、新中学校1年生にはサイクルリフレクターを配布し、交通安全の意識の高揚を図ります。	防災交通課
チャイルドシート、後部座席のシートベルト着用の啓発	各季の交通安全キャンペーン開催時に、通過車両及び通行者に啓発品を提供するとともに、のぼり旗の設置によりチャイルドシート、後部座席のシートベルト着用を啓発します。また、交通指導員による指導を行います。	防災交通課

## ③ 子どもを犯罪から守る事業の推進

個別施策	取り組み内容	関係課等
子ども110番事業	地域の住民、商店の協力を得て、非常時の一時避難所を確保します。	警察署/学校
防犯コーナーの設置	役場ロビーに防犯コーナーを設置し、犯罪統計等を掲示することにより啓発を図ります。	警察署/ 防災交通課
防犯パトロール	各地区コミュニティ、防犯ボランティアを中心とした、防犯パトロールを実施します。また、各学校では、登下校の安全のためスクールガードを配置します。	警察署/協働 推進課/学校
不審者の侵入防止と緊急時の対応	防犯マニュアルを作成しています。不審者の侵入防止と緊急時の適切迅速な対応に努めます。	保育園/ 児童館/ 学校教育課
生活安全指導員の設置	各保育園に生活安全指導員を配置し、不審者の侵入防止を図ります。	保育園/ 児童館
安全な学校施設の整備	児童・生徒を犯罪、自然災害から守るため整備します。	学校教育課
更生保護団体の活動	青少年の非行防止、更生を図るとともに地域の健全育成環境を確保するため、社会を明るくする運動や巡回活動を行います。子育て支援活動にも取り組みを広げます。	ふくし課

## ④ 自己防衛意識を高める事業の推進

個別施策	取り組み内容	関係課等
防犯講習会	防犯に関する講習会を開催します。	防災交通課
犯罪等に関する情報の提供	役場のロビーに防犯コーナーを設置し、犯罪件数、種別、毎月の統計データを掲示し、また、交番だよりを発行する等住民への周知を図ります。	警察署/ 防災交通課



### ⑤ 子育て家庭同士の自助活動の推進

個別施策	取り組み内容	関係課等
子育てサークルの育成	ひがしうら総合子育て支援センターや児童館が開催する交流事業、生涯学習課が開催するリフレッシュ教室により、子育て家庭同士の交流、情報交換の場を提供します。活動場所の提供等により、活動支援をします。	児童課/ ひがしうら 総合子育て 支援センター /生涯学習課
子ども会の活動支援	各地区ごとに子ども会が組織され、地域活動、町全体の活動をします。町は、活動費の助成をし、社会福祉協議会は活動の支援をします。	児童課
母親クラブ	子どもたちの健全育成を推進するとともに、会員相互の情報交換やサークル活動等を通して親睦を図り、育児を支援します。	児童館

### ⑥ 地域住民の互助活動の推進

個別施策	取り組み内容	関係課等
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員となって、有償で助け合います。町が運営主体となります。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
地域住民、団体の参加促進	個人ボランティア、子ども会や老人クラブ、更生保護女性会が保育園や児童館の活動に参加します。	保育園/ 児童館
子育て支援団体の支援	NPO法人、任意団体があり、住民の助け合い活動に取り組んでいます。	ひがしうら 総合子育て 支援センター
子育てネットワークの育成	子育てサークル等への支援のための活動をします。	生涯学習課
子育てイベント「みんな集まれ！うららんフェスタ」	子育て関係者や地域住民が一丸となるイベントを開催し、参加者相互が子育てに関する情報を交換や収集するとともに、交流を図るきっかけづくりを行います。	社会福祉 協議会/ ひがしうら 総合子育て 支援センター
子育てを地域で考える機会の提供	子育てについて、保護者、地域住民、行政や関係機関が集い、共に考える事業を実施します。	社会福祉 協議会/ ひがしうら 総合子育て 支援センター
拠点施設の確保	ひがしうら総合子育て支援センター機能の強化、親子交流の場、子育て支援団体の活動の拠点となる施設を確保します。	児童課
子育て家庭優待事業の実施	愛知県と市町村の協働による子育て支援策として、子育て家庭に「はぐみんカード」を配布し、提示を受けた協賛店舗・施設が優待を行います。	児童課
企業との協働事業	企業、ボランティア団体と協働で、企業内の空きスペースを有効利用し、子育て中の親子が気軽に集い交流を図りながら楽しめる遊びの広場（わくわく広場）を行います。	社会福祉 協議会

⑦ 子育てネットワークの構築

個別施策	取り組み内容	関係課等
子育てネットワークの構築	グループ毎に多種多様な活動が行われている中で、情報の提供、交換の場を設定します。	ひがしうら総合子育て支援センター

⑧ 地域の教育力の向上

個別施策	取り組み内容	関係課等
コミュニティ活動	地域住民の自主活動を推進し、地域連帯を育て、住みよい地域づくりを推進します。	協働推進課
P T A 活動の充実	P T A が地域と学校とのパイプ役を果たし、児童生徒の健全な育成を図ります。	生涯学習課
更生保護団体の活動支援	青少年との交流活動や非行防止パトロール活動を通じ、地域全体として安全・安心な意識向上を図ります。	ふくし課
男女共同参画推進事業	東浦町男女共同参画プランを推進するため、教育・啓発事業を行います。	協働推進課



## 基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

### 基本施策（1）安心して妊娠・出産し子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備

仕事と生活の調和の実現については、総理大臣ほか関係閣僚や労使代表などで構成する仕事と生活の調和推進官民トップ会議で提示された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

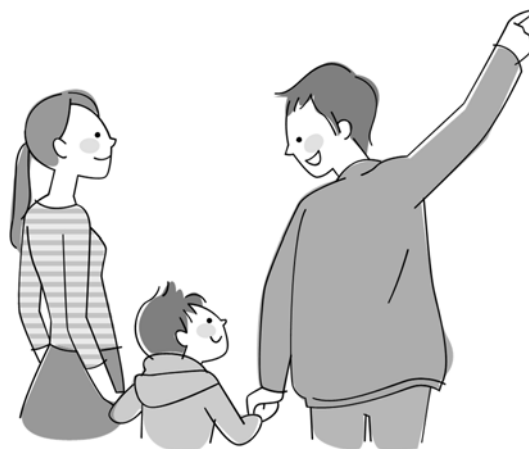
こうしたことを踏まえ、啓発のみではなく、働き方の見直しに向けた様々な取り組みを推進していきます。

また、子どもを出産後も働き続けたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供等による基盤整備を図ります。

個別施策	取り組み内容	関係課等
働き方の見直しと子育て家庭に優しい職場づくりの啓発	ワーク・ライフ・バランスや職場環境の改善（職場優先の意識や固定的な性別役割意識等）のため、勤労者・事業主・地域住民等の意識改革を進める広報・啓発・情報提供に努めます。	商工振興課
利用者の立場に立った多様な保育サービスの充実	保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。	児童課

## 基本施策（２）家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成・・・・・・・・

男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要です。男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。また、男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍し、女性の活力が多様な場で最大限活かされる男女共同参画のまちづくりを推進します。



### ① 幼少期からの男女共同参画の啓発

個別施策	取り組み内容	関係課等
男女混合名簿の実施	男女混合名簿の実施に取り組みます。	児童課/ 学校教育課
異性の理解と尊重	異性の理解と尊重のために、道徳・学級活動の時間を中心に男女の尊重に関わる教育を推進します。	学校教育課/ 学校

### ② 社会全体の男女共同参画の促進

個別施策	取り組み内容	関係課等
男女共同参画意識の醸成	家庭・地域・職場等において、固定的な性別役割分担意識に基づく習慣等を男女共同参画の視点で見直すよう広報と啓発活動の取り組みをより一層進めます。	協働推進課
再就職への支援	出産・育児等により一旦仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、勤労者・事業主・地域住民等の意識改革を進める広報・啓発・情報提供に努めます。	商工振興課